

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
株式会社メディカルクリエイト	広島県広島市南区稲荷町1番1号ロイヤルタワー

2. 指名停止措置期間

令和4年12月9日 から 令和5年3月8日 まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者である、(株)メディカルクリエイトの代表役員等（元代表取締役）は、代表取締役だった令和3年3月22日頃、国立がん研究センター中央病院の医療機器の調達をめぐり、同病院の当時の放射線技術部長が、同社にしか受注できない仕様書を作成した謝礼として約97万円相当の物品を渡したとして、令和4年10月5日、贈賄容疑で神奈川県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号イ及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号イに該当する。

<措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(賄賂) 4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長

半田 達也 (内線2511)

総務部経理調達課長

大谷 繁 (内線6311)

○総務部契約課課長補佐

畠山 晋一 (内線2512)